

愛知県公立大学法人美術学部特任教授就業規則

(目的)

第1条 この規則は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、愛知県立芸術大学美術学部及び美術研究科に勤務する特任教授の労働条件、服務規律、給与その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「特任教授」とは、あらかじめ任用期間を定め愛知県立芸術大学美術学部及び美術研究科において教育・研究、実技指導及び論文指導及び学長が命ずる業務を担当する専任の教授の職にあるものをいう。

(採用)

第3条 特任教授の採用は、選考によるものとする。

2 法人に特任教授として採用されることを希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書（顔写真を含む。）
- (2) その他理事長が必要と認める書類

3 前2項に定めるもののほか、特任教授の採用については、愛知県公立大学法人教員等人事手続規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第15号。以下「教員等人事規程」という。）に定める教員等の採用の例による。

(労働契約の締結)

第4条 理事長は、特任教授を採用する場合には、当該特任教授との間において労働契約を締結するものとする。

(労働条件の明示)

第5条 理事長は、前条の規定による労働契約締結の際に、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。その他の労働条件については口頭又は文書により明示するものとする。

- (1) 任期に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無並びに休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(任期)

第6条 特任教授の任期は1年以内とし、再任することができる。ただし、継続して4回を超えて再任することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、法人に期間を定めて雇用されていた者を引き続いて雇用する場合の雇用契約期間は、当該者との2以上の雇用契約期間を通算した期間が10年を超えないものとする。

(赴任)

第7条 赴任を命じられた特任教授及び新たに採用された特任教授は、直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う場合その他やむを得ない場合で、理事長の承認を得たときは、この限りではない。

(給与)

第8条 特任教授の給与の種類は、年俸及び通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当とする。

(年俸の決定)

第9条 特任教授の年俸は別表の特任教授基本年俸表に定める額とする。ただし、任期が1年に満たない場合における年俸額は別表の基本年俸額を基準とし、当該契約期間に応じて決定する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当については、愛知県公立大学法人給与規程（平成19年愛知県公立大学法人規程 第18号。以下「給与規程」という。）に定める教職員の通勤手当の例による。

(時間外勤務手当)

第11条 時間外勤務手当は、あらかじめ割振られた所定の勤務時間を超えて勤務した場合に支給するものとし、1時間当たりの手当額は、次の算式により得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）とする。

$$\text{年俸額} \div (38\text{時間}45\text{分} \times 52\text{週間} - 139\text{時間}30\text{分}) \times \text{次項に定める割合}$$

2 前項の割合は、次の各号に掲げる勤務した日の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 次号に掲げる日以外の日 100分の125（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務（以下「深夜勤務」という。）にあっては100分の150、休日（勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）における深夜勤務にあっては100分の160）

(2) 週休日（勤務時間休日休暇規程第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。） 100分の135（深夜勤務にあっては、100分の160）

3 第1項に規定する勤務（週休日のうち日曜日を除く。）の時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たり給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 「勤務時間、休日、休暇等に関する規程」（平成19年愛知県公立大学法人規程第31号。）第12の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項に掲げる時間（次号の時間を除く） 100分の25

(2) 前項に掲げる時間（土曜日の勤務に限る） 100分の15

(夜間勤務手当)

第12条 夜間勤務手当は、所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた特任教授に対して、その間に勤務した全時間について、前条第1項に定める算式により得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）とする。この場合において、同項中「次項に定める割合」とあるのは、「100分の25」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第13条 休日勤務手当は、全休日において所定の勤務時間中に勤務を命ぜられた特任教授に対して、その所定の勤務時間中に勤務した全時間について支給するものとし、1時間当たりの手当額は、第11条第1項の算式により得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）とする。この場合において、同項中「次項に定める割合」とあるのは、「100分の135」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた特任教授の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

(給与の支給)

第14条 特任教授の給与は、その全額を現金で、直接特任教授に支払う。ただし、法令又は労基法第24条第1

項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。

- 2 前項の給与は、特任教授から申し出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。
- 3 年俸は、次の各号に定める支給月の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。
 - (1) 4月、5月、7月から11月まで、1月及び2月 年俸額を17で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「月払年俸額」という。）
 - (2) 6月及び12月 月払年俸額及び月払年俸額に100分の250を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）
 - (3) 3月 別表第1に規定する年俸額から前月までに現に支給された年俸の総額を差し引いた額
- 4 年俸は、任期が1年未満の場合、次の各号に定める支給月の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。
 - (1) 任用開始月から任用終了月の前月まで 年俸額を任用月数で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）
 - (2) 任用終了月 年俸額から前月までに現に支給された年俸の総額を差し引いた額
- 5 第3項又は前項の規定により支給される年俸（月払年俸額に100分の250を乗じて得た額に係るものを除く。）及び通勤手当は、その月分をその月の次項に規定する支払日（以下「支払日」という。）に支給し、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当は、その月分を翌月の支払日に支給する。
- 6 年俸（月払年俸額に100分の250を乗じて得た額に係るものを除く。）、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当の支給日は、その月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日とする。
 - (1) その月の16日が日曜日に当たる場合 14日
 - (2) その月の16日が土曜日に当たる場合 15日（その日が休日に当たる場合は、14日）
 - (3) その月の16日が休日に当たる場合 17日
- 7 年俸（月払年俸額に100分の250を乗じて得た額に係るものに限る。）の支払日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときはその前日とする。
- 8 新たに特任教授となった者には、その日から年俸を支給し、年俸の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた年俸を支給する。
- 9 特任教授が離職したときは、その日まで年俸を支給する。
- 10 特任教授が死亡したときは、その月まで年俸を支給する。
- 11 第4項、第8項、第9項又は前項の規定により年俸を支給する場合においては、その年俸の額は、その年の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 12 特任教授が月の途中において就業規則第48条第3号に規定する停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合における年俸は、日割りによって計算する。
- 13 特任教授が療養休暇により引き続き90日を超えて勤務しない場合におけるその者の90日を超えた日以降の年俸は、当該年俸の額の半額を日割りによって計算する。
- 14 特任教授が、特任教授又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために年俸を請求した場合には、その月の年俸の支払日前であっても、既往の労働に対する年俸をその際支給することができる。

（年俸の減額）

第15条 特任教授が有給として認められる休暇又は職務専念義務が免除された場合以外に勤務時間に勤務しな

いときは、その勤務しない時間1時間につき、次に掲げる算式により得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を年俸から減額して支給する。

$$\text{年俸額} \div (\text{1週間当たりの勤務時間} \times 52)$$

(退職)

第16条 特任教授は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職するものとし、特任教授としての身分を失う。

- (1) 特任教授が退職を願い出て、理事長が承認した場合
- (2) 任期が満了した場合（再任した場合を除く。）
- (3) 死亡した場合
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、退職を願い出した特任教授が就業規則第47条第1項各号のいずれかに該当し、同条の規定により懲戒処分の手続きを行っている場合にあっては、当該退職を認めないことができる。

(退職手当)

第17条 特任教授は、退職手当は支給しない。

(出張)

第18条 理事長は、職務上必要がある場合には、特任教授に出張を命ずることができる。

- 2 出張を命じられた特任教授が出張を終えたときには、速やかにその旨を上司に報告しなければならない。
- 3 特任教授は、出張中、業務の都合又は病気その他やむを得ない事由により予定を変更しなければならないときは、速やかに上司に連絡し、その承認を得なければならない。
- 4 特任教授は、上司に随行した場合を除き、出張終了後復命書を作成し、理事長に提出しなければならない。ただし、特別な事項又は軽易な事項は、口頭により復命することができる。

(旅費)

第19条 特任教授には、次に掲げる旅費を支給する。

- (1) 第7条に規定する赴任
 - (2) 帰国及び遺族の旅費
 - (3) 前条に規定する出張
- 2 前項第1号及び第2号の旅費については、愛知県公立大学法人旅費規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第35号）に定めるところによる。ただし、特任教授が外国人である場合は愛知県公立大学法人外国人教員に関する赴任等取扱規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第53号）の定めるところによる。
- 3 第1項第3号の旅費については、愛知県公立大学法人旅費規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第35号）に定めるところによる。

(研修)

第20条 特任教授は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 特任教授には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 3 特任教授は、授業に支障がない限り理事長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 4 理事長は、特任教授の研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(就業規則の準用)

第21条 特任教授に係る次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる就業規則の規定の例による。

- (1) 自己都合退職 第24条
- (2) 解雇 第28条

- (3) 解雇制限 第29条
 - (4) 解雇预告 第30条
 - (5) 退職者の責務 第31条
 - (6) 退職証明書 第32条
 - (7) 誠実義務 第34条
 - (8) 職務専念義務 第35条
 - (9) 服務心得 第36条
- (10) 信用失墜行為の禁止 第37条
 - (11) 守秘義務 第38条
 - (12) 敷地又は施設内の遵守事項 第39条
 - (13) 兼業及び兼職 第40条
 - (14) ハラスメントの防止 第41条
 - (15) 職務に係る倫理 第42条
 - (16) 勤務時間、休日、休暇等 第43条
 - (17) 表彰 第46条
 - (18) 懲戒 第47条から第49条まで
 - (19) 損害賠償 第50条
 - (20) 安全衛生 第51条から第55条まで
 - (21) 公舎等の利用 第58条
 - (22) 業務上及び通勤途上の災害 第59条及び第60条
 - (23) 職務発明等 第62条

(法令との関係)

第22条 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。)その他関係法令の定めるところによる。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年8月19日規則第6号)

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

別表 特任教授基本年俸表(第9条関係)

基本年俸額
10,800,000円